

令和7年度第3回住田町環境審議会 会議録

【日 時】 令和8年3月25日（水） 午後3時00分開始

【場 所】 住田町役場 2階 庁議室

【出席者】

住田町環境審議会委員（敬称略）

会 長 泉 田 義 昭

副会長 吉 田 洋 一

委 員 佐々木 康 行

【欠席者】 委 員 菊 池 彰

委 員 深 野 賢 一

【事務局】

○住民税務課

課長 鈴木 絹子、生活環境係長 高橋 大将、主事 遠山 恵太

【会議の概要】

1 開会

[事務局]

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは「住田町環境基本条例第31条第2項」の規定に基づき、委員総数の過半数の出席がありましたので、これより令和7年度第3回住田町環境審議会を開会いたします。

はじめに、環境審議会の開催に当たりまして、神田町長より挨拶を申し上げます。

2 町長あいさつ

[町長]

委員の皆様には、日頃より本町の環境行政にご理解・ご協力を賜り、大変ありがとうございます。

本町では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町民、事業者、行政のそれぞれが取り組むべき施策をまとめた「住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に取り組んでおります。本日は、この計画案についてお諮りし、答申をいただきたく存じます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただき、意義のある会議となりますよう、ご協力をお願い申し上げます。

3 会長あいさつ

[会長]

本日はお忙しいところ住田町環境審議会に参加いただき、ありがとうございます。

議事については住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

4 議事

[事務局]

次に、4議事となりますが、本日配布した資料の確認をさせていただきます。

・資料確認

ここからは、住田町環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、議事進行を泉田会長にお願いしたいと思います。泉田会長、よろしくお願いいたします。

[会長]

それでは、議事進行を行います。

町長から諮問のあった（1）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案について、内容の説明をお願いします。

[事務局]

住民税務課 遠山と申します。よろしくお願いいたします。

前回の2月に開催しました会議での皆様からのご意見、それからその後に開催した役場内の会議での意見を踏まえて修正しています。その修正点について、資料1にて説明いたします。各項目に資料2の計画書本編の該当するページ番号を記載していますので、併せてご覧ください。本編の修正箇所については、赤枠で囲っている部分ですので、ご確認いただければと思います。

資料1の1ページをご覧ください。大きな変更点として、本編の19ページにある「本計画が目指す二酸化炭素排出量の削減目標」の書き方を変更しています。前回の計画内容では、削減目標を基準年度の2013年度の二酸化炭素排出量に対して、目標年度の2030年度に森林吸収量を含めてどのくらい減らせるかという形で、△211.7%という目標を掲げていましたが、役場内の会議において、削減量を強調した方が分かりやすかったり、前回の削減目標は国や県の考え方と同じ考え方で算出したものでしたが、削減目標を分かりやすくした方が良いのではないかとの意見がありました。それらの意見を踏まえ、削減目標を排出量の部分で2030年度までに22,000トン削減し、その後に残っている排出量を森林吸収量で相殺するという2段階の書き方としました。資料1の3ページをご覧ください。計画本編の

21 ページ以降は、削減目標で 22,000 トン削減するとしている内訳について、①現状すう勢ケースによる削減②省エネルギー対策による削減③再生可能エネルギーの導入による削減について本文と図表を追加しています。計画本編 30 ページ 4 (2) 具体的な取組の施策Ⅱの取組指標では、関係部署との協議を踏まえ、指標項目を徐間伐率から徐間伐面積に変更しています。

資料 1 の 5 ページパブリックコメントの実施結果についてですが、本計画は 3 月 9 日から 13 日までの 5 日間、役場庁舎や各地区公民館、町ホームページでパブリックコメントを募集しましたが、受付した意見の件数は 0 件であったため、パブリックコメントによる計画の修正箇所はありません。

資料 3 の概要版をご覧ください。こちらは前回の審議会後に新たに作成したのとなっています。前回の審議会で説明した内容と重複してしまいましたが、概要版の内容について説明いたします。左側の真ん中半分の部分ですが、この計画は「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を一体的に策定するものです。町全域の温室効果ガスを、住民・事業者・行政が協力して削減することを目的として策定するものです。ということが記載されています。

対象とする温室効果ガスについては、地球温暖化対策推進法において複数の物質が指定されていますが、本計画では、把握が容易で対策を講じやすい「二酸化炭素」のみを対象とし、計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間としています。

右側に移りまして、住田町の二酸化炭素排出量等の現況および将来推計についてですが、環境省が公表する最新の 2022 年度の二酸化炭素排出量は 44,800 トンであり、基準年度の 2013 年度から約 15,000 トン削減されています。傾向としては、産業部門の比率が高いものの、全体としては年々減少傾向にあります。

2022 年以降に特段の対策を講じなかった場合の将来推計による二酸化炭素排出量は、人口減少などの要因により、2030 年度には 42,100 トンと予測されています。この結果、2013 年度と比べて 29%減少することが見込まれます。

一方で、住田町の森林による二酸化炭素吸収量については、2013 年度が 125,300 トン、2022 年が 105,800 トンとなっており、各年度の二酸化炭素排出量と比較すると、その吸収量は倍以上となっています。将来については、再生林の遅れ等により森林吸収量は減少する見込みであり、森林の吸収量を維持するための取り組みが重要となります。

次に、資料の裏面をご覧ください。本計画で目指す目標についてですが、住田町はすでに森林吸収量が二酸化炭素排出量を上回る「マイナスカーボン」の状態となっていますが、今後も豊富な森林吸収量の確保や、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入などを進めていきます。

地域の目指す将来像は、「森・水・土の恵みが循環し、次世代へ豊かな自然をつなぐ脱炭素の町すみた」とし、脱炭素に向けた取り組みをさらに推進します。

削減目標の具体的な内容については、基準年度の 2013 年度の二酸化炭素排出量 59,300 トンから、目標年度の 2030 年度までに、①自然減少分、②町の取り組みによる削減、③再生可能エネルギーの導入による削減を通じて 22,000 トンを減らし、37,300 トンに削減します。この 37,300 トンを森林吸収量によって相殺し、マイナスカーボンを達成することを、本計画での削減目標としています。

右側には、目標達成に向けて行う施策として、町民・事業者・行政が取り組むべき 5 つの柱を掲げています。それは「省エネルギーの推進」「森林適切な管理」「脱炭素なまちづくり」「地域資源の活用」「環境意識の啓発」となります。これらを具体的に組みとして抜粋しているものとなっています。

○質疑応答

[委員]

すでに国の目標を達成している（マイナスカーボンである）のに、さらに取り組む意義はあるのでしょうか。

[事務局]

住田町単独で達成して終わりではなく、地球全体の課題として、他地域で達成できない分を住田町の森林吸収でカバーするという広い視点での目標です。

[委員]

マイナスカーボンによって、町に収益が入るような仕組み（J-クレジット等）はあるのでしょうか。

[事務局]

吸収量を売買する J-クレジットなどの考え方はあります。

[委員]

手入れをしない雑木林では吸収量は計算されないのでしょうか。

[事務局]

ご指摘の通り、計算上、再造林や適切な手入れがなされた人工林を中心に算出しています。

[会長]

質疑が無いようですので、この審議会としての答申についてお諮りします。

この計画案については、この場では計画の大筋については原案のとおりに可とすることと

してよろしいでしょうか。

○委員一同、異議なし

以上で協議を終わりますので、進行を事務局にお返しします。

5 その他

[事務局]

会長ありがとうございました。「5. その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

○質疑なし

6 閉会

[事務局]

それでは、以上をもちまして環境審議会を閉会します。ありがとうございました。